

令和4年度補正予算事業「テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業」に係る実証地域の公募に関するご質問への回答

NO.	質問内容	回答	掲載日
1	この地域実証事業は、「地域住民にデジタルスキルをつけて仕事を発注する業務発注モデル」になっている印象です。過去にも似たテレワークの業務発注施策がありました。継続性がないこと、報酬が少ないことなどの課題があり、よい結果になっていません。そうならないための対策があれば教えてほしい。継続性のある「遠隔雇用」や、地域企業のテレワークでの「雇用創出」などは対象にならないのか。	地域課題の設定の仕方については、定型的なことを決めているのではなく、遠隔地での雇用や地域企業の従業員としての雇用創出というものが妨げておりません。なお、今回は地方公共団体の実証コンソーシアムの参加を必須としますので、地方公共団体と地域で公的に解決すべき課題があり、その解決の手段としての就業モデルの構築であるということが前提となります。また、単に地域企業でテレワークを導入し、遠隔地からの採用等により、人材確保を行えるようにしたいということであれば、総務省・厚生労働省で実施している「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」により、企業等への無料コンサルティング支援を行うことが可能です。本地域実証を行うことでしか解決・検証ができない「実証要素」があるのかという点を踏まえて、ご検討ください。	2023年5月19日
2	本事業の想定は「都市圏からの仕事を地方で受注」ということか。同地方内で仕事を受注しテレワークで対応することは該当するか。	地域実証で構築する地域モデルにおけるテレワーカーの業務については、定型的な制限は設けておりませんので、同地域内の仕事の受注も可能です。	2023年5月19日
3	テレワーカーが働ける環境構築にあたりNPO等との連携が必要とあるが、提案者自身が働くプラットフォームを担ってはいけないのか。	実証コンソーシアムの構成において、地方公共団体の参加を必須としていること以外の制限を設けていないため、NPO法人等との連携は必須ではありません。 また、提案者（代表機関）が直接、本地域モデルの運営（働くプラットフォームの運営）を担うことは問題ありません。	2023年5月19日
4	本事業の採択地域数は3地域になるのか。	今回の委託費に関しまして、以下の設定としています。 ・地域実証全体の予算上限が1.6億円 ・1提案当たりの委託費の上限を5000万円として提案 上記を踏まえて概ね3地域程度と見込んでいますが、採択地域の件数は本公募の提案状況により、3地域より増える可能性があります。	2023年5月19日
5	具体的な先進地事例があれば紹介してほしい。	具体的な地域名の例示は差し控えますが、公募要領の事業目的で記載の通り、自治体主導における事例が散見されます。具体的な情報収集については、各個人にてお願いします。	2023年5月19日
6	住民テレワーカーの人数について何名程度を想定しているか。（最低人数はあるか）	住民テレワーカーの最低人数は設けておりませんので、提案の中で達成目標として定めていただく等、ご検討ください。	2023年5月19日
7	「7. 2. 成果報告及び終了評価」について、本実証で住民テレワーカーの人材育成カリキュラムや、業務管理等のソフトウェアを開発した場合、著作権の帰属先はどのようになるか。	具体的な成果物の内容により判断することとなりますが、原則、本事業によって得られた成果物の所有権及び著作権については、総務省に帰属するものとなります。	2023年5月19日
8	「7. 2. 成果報告及び終了評価」について、カリキュラム、ソフトウェアの著作権が国にある場合、実証終了後に使用する場合は、どのような取扱いとなるか。	具体的な成果物の内容により判断することとなりますが、原則、本事業によって得られた成果物の所有権及び著作権については、総務省に帰属するものとなることから、実証事業終了後に成果物を使用する場合は、総務省に対して使用許諾申請が必要となります。	2023年5月19日
9	住民テレワーカーの定義を教えてください。	具体的な定義は定めていません。なお、地域実証事業の要件として定めている「単に住民テレワーカーに対するスキル等を習得するための研修を実施するのみでなく、実際に業務に従事し、地域の政策課題解決につながる地域モデルの構築を行うこと。」にはご留意ください。	2023年5月19日
10	KPI設定はあるのか。	KPIは、企画提案書において、提案者自身で設定してください。	2023年5月19日
11	在宅ワーク（在宅勤務）の推進提案でもよいか。	単純な企業等の従業員の在宅勤務の推進であれば、総務省・厚生労働省で実施している「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」により、企業等へのテレワーク導入・定着に関する無料コンサルティング支援を行うことが可能です。「在宅ワーク（在宅勤務）の推進」という地域の政策課題の設定を拒むものではありませんが、本地域実証を行うことでしか解決・検証ができない「実証要素」があるのかという点を踏まえて、ご検討ください。	2023年5月19日
12	リモートワークと在宅ワークの解釈の違いを教えてください。	リモートワークをテレワークと同義と捉える場合、リモートワークは、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務等を含むものであり、在宅ワーク（在宅勤務）より広い概念となります。	2023年5月19日
13	「地方公共団体が自団体の業務を住民テレワーカーにアウトソーシングする等、地方公共団体としても案件創出に協力できる体制であることが望ましい」とあるが、実態としては、自治体業務は事前の計画に基づく予算の上で、基本競争入札により、発注先が決まるのが原則だと思います。そのため、実際に本モデルで実証において自治体業務を受けられるかは、未定の状況となるかと思われます。ただし、地域の仕事を地域のテレワーカーが対応するというのが、地域課題解決につながるかと思われまので、それを実現するための検証による、課題導出という観点での対応でも可能か。	「地方公共団体が自団体の業務を住民テレワーカーにアウトソーシングする」ことを実現するための検証を行うということでも可能です。	2023年5月19日
14	実証コンソーシアムを組む自治体内事業者に対するアウトソーシング業務発注額の一部を補助する制度をつくり本事業費用から捻出することは可能か。	本公募においては、認めておりません。委託費でテレワーカーが従事する業務に対する報酬を支払うこと、又はそれと同等と考えられる経費の支出については、委託費の対象外経費となります。なお、「自治体内事業者に対するアウトソーシング業務発注額の一部を補助する制度」を本地域モデルの構築と一体的に創ることについては、問題ございません。	2023年5月19日
15	既に他地域で実施している事業であっても拡張性、新規性があればよいか。	排除するものではありませんが、「拡張性、新規性」の内容によりますので、新たな取り組みとして評価できるポイント等をご提案ください。また、本地域実証を行うことでしか解決・検証ができない「実証要素」があるのかという点を踏まえて、ご検討ください。	2023年5月19日
16	来年度も同様の取り組みは行われるか。	来年度については現時点では何も決まっています。今回の公募の状況も踏まえて検討することとなります。	2023年5月19日
17	実証コンソーシアムの合意は任意の形式とのことだが、「採択後に改めて協定書を結ぶ」という文言があっても問題ないか。	問題ありません。	2023年5月19日
18	テレワークにおいて必要な環境整備（Wi-Fi環境の整備等）の費用は対象になるか。	住民テレワーカーの就労環境整備の経費計上として可能です。なお、環境整備（Wi-Fi環境の整備等）を行うことが事業目的ではないことを踏まえ、環境整備に多額の費用がかかる場合は、「効率性」の観点等から、選定のポイントにおいて評価が下がる可能性があることについてはご留意ください。また、委託費の対象は、委託期間内に発生した経費に限り、地域実証後の環境整備費の自己負担等が可能であるのかもご注意ください。	2023年5月19日
19	委託費について、業務終了後の精算払いだが、費用項目について、事業を進める中で結果的に申請書類と大きく異なっても問題ないか。	委託費に関しては20%の範囲内で大項目間の流用を、原則認めます。それを超える場合には協議の上決定します。	2023年5月19日
20	自治体職員自身がテレワークをする場合にも、コンソーシアムの枠組みの中であれば対象となるか。	自治体職員がテレワークを実施することが、本公募で求めている地域政策課題の解決に結びつく場合は、排除するものではありません。なお、単に自治体でテレワークを導入等するというのであれば、総務省・厚生労働省で実施している「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」により、導入・定着に向けた自治体への無料コンサルティング支援を行うことが可能です。本地域実証を行うことでしか解決・検証ができない「実証要素」があるのかという点を踏まえて、ご検討ください。	2023年5月19日
21	住民テレワーカーとは地域の住民を想定しているわけではなく、都市部から一時的にテレワークで来訪するような人も該当するか。地域外から来訪するテレワーカーが、地方と関わることで当該地方の課題解決に向かうような事業も対象になるか。	地域住民に限ることではないので、排除するものではありません。但し、長期的に地域モデルの構築、継続的な運営を要件にもしていますが、そのようなテレワーカーの就労が本地域モデルの中で今後も長期的に続くのかという観点も踏まえて、ご検討ください	2023年5月19日
22	企画提案書は必ずWordでの記載・提出が必須か。PowerPointでの提出は可能か。	公募Webサイトに掲載しています提出書類一式については、それぞれWord、Excel、Powerpointのファイル形式のまま使用し、ご提出ください。	2023年5月19日
23	1.3 地域実証（委託事業）の公募内容に「地方公共団体を必ず含むものとする」とあるが、地方自治体の立ち位置は、本業務推進の中心というよりは支援という立場かと思いますが、実際に業務の獲得やテレワーカーへの支持などは公社など第三者機関が実施するモデルだと思います。ただし、地域の課題解決という点で、本モデルを支援するという位置づけでの参画でもよいか。	ご提案の中でどのように地方公共団体を位置づけられるかによるものであり、どちらも排除するものではありません。ただし、本地域モデルの構築によって解決する地域の政策課題については、地方公共団体として、解決すべき課題であることを含意している必要があります。	2023年5月19日
24	テレワークという形でなく、ワーケーションスポットを自治体が用意し、そこに住民テレワーカーを集める形も認められるか。	完全在宅ワークのみを対象とするわけではありませんので、当該ワーケーションスポットに住民テレワーカーが業務従事する事務スペースとして利用することで、時間や場所を柔軟に活用できる働き方を行えるのであれば、「テレワーク」として認められます。	2023年5月19日
25	地域課題を解決することを目的としますが、新規に採用や育成する在宅ワーカーは、該当地域のみじゃないといけないか。	地域住民の方々に限定したものではありません。	2023年5月19日
26	事業実証に必要なパソコン等の汎用性が高い備品は、リースでの対応になるか。	設備品費は、必ずリースでないといけないわけではありません。「物品を購入する場合は、購入金額と当該機器のリース・レンタル費等の使用期間にかかる費用の合計金額により調達経費を比較すること」「本地域実証事業において委託費により購入した物品は、経費の額の確定後、原則として国に帰属することとなるため、当社担当者の指示に従って返還又は廃棄等の処分を行わなければならない。」などの委託契約経理処理解説の記載にご留意ください。	2023年5月19日
27	受託後のコンソーシアム組成に関しては、コンソーシアム契約書の書面締結を必須とするか。	契約書は必須ではありませんが、コンソーシアムを組織したことを担保するエビデンスはご提出いただきます。	2023年5月19日
28	企業や自治体からのアウトソーシング（業務委託）の仕事に住民テレワーカーが行うとあるが、企業や自治体に住民テレワーカーを雇用するケースも範囲になるか。	本地域実証事業の範囲に含まれます。	2023年5月19日
29	実施スキームが長期的に継続するか？というのが評価観点になるとあったが、同一のテレワーカーが長期的に仕事を受託できるという意味ではなく、取組自体が継続性があれば評価されると考えてよいか。（例えば都市部からくるテレワーカー（ワーケーション利用）自身が複数いる前提でその受入が長期的に続く等）	「都市部からくるテレワーカー（ワーケーション利用）自身が複数いる前提でその受入が長期的に続く」ことをもって地域モデルが長期的に続くこととするのは問題ありません。評価については、個別の提案内容の新規性・必要性等の比較によりますので、一概にどちらが高いとは言えません。	2023年5月19日
30	地域の育成について企業内のスタッフの育成なども対象になるか。	地域企業の従業員の育成を対象外とはしていません。実証事業の推進及び地域政策課題を解決する上で必要なことであればご提案には詳細をご説明ください。	2023年5月19日
31	企業業種、就労規則、地域性などそれぞれ異なる中で、自治体が責任者になって頂かないとコンソーシアムを組むことは困難と考えるが本当に実証できるのか。実証するとして、現行ルールの範囲でしか確認できないが、就労規則などのルールを外した取り組みを行う場合、関係機関から指摘は受けないと理解して良いか。	実証コンソーシアムにおいては、労働法制をはじめ法令順守を徹底していただきます。	2023年5月19日

32	期待されている事業は、クラウドソーシングによる都市部の仕事の地方移転のイメージか。	地域政策課題及び解決方法の設定は各提案によるものとなるため、その設定内容によります。	2023年5月19日
33	説明会の中で、住民テレワーカーとは必ずしも地域内住民を指すのではなく、地域課題解決に資するものであればその定義は広く取って構わない、ただし、長期的な取り組みになる事業であることが必要とのご回答がありました。例えば、首都圏からワーケーションのような形で当該地域にてテレワークをし、その滞在中で地域との関わりを持ち、複業のような形で当該地域に関わり続けるといったような取組も、今回の事業の対象範囲でしょうか。	実証地域における政策課題とその解決に資する内容となっていれば、排除するものではありません。	2023年5月19日
34	公募要領「3.3.1.地域モデルの実施体制」について、「採択後、直ちに実証コンソーシアムを設置すること」はどのような状態を想定するのか。	コンソーシアム構成員の間で共有された設立趣旨、目的、事業計画、構成員毎の役割などを明確化した証憑が存在する等コンソーシアムを組織したことを証明できる状態です。	2023年5月19日
35	公募要領「3.3.委託金額」について、事業費が5,000万円を超える実証では、5,000万円分(上限)のみ委託費として認められるということか。	提案における委託費上限は5000万円(税込)とし、5000万円(税込)を超えた予算計画及び提案内容がある提案を選定する場合は、全体の公募提案の状況を踏まえ、当該超えた経費を委託費として対象とする可能性はあります。なお、公募要領の「地域実証の事業費が5,000万円(税込)を超える場合又は本公募要領に基づく対象経費以外の経費を予算計画に含める場合は、委託費の対象経費とその他の経費の区分が分かるよう予算計画書を作成するとともに、委託費以外の資金を確実に調達できることの説明について、補足資料を提出すること」に留意ください。	2023年5月19日
36	公募要領「3.3.委託金額」について、決定金額が申請金額を下回った場合は、実施内容に優先順位の高い実証内容のみ実施することで良いか。 ※申請は①②③の実施で申請したが、決定金額が下回った場合、①②のみで実施。	決定した委託費が申請時の金額を下回る場合は、委託契約締結前の事前協議の上、実施計画内容を最終的に決定します。	2023年5月19日
37	公募要領「6.1委託費の扱い」について、清算払いの支払い見込み期間はいつ頃になるか	2024年2月末にご提出いただく経費支払証憑等を事務局にて確認の上、精算支払額を3月末までに決定し、そこから30日以内での支払完了の予定です。	2023年5月19日
38	自治体における具体的な地域課題と、地域テレワーカーのイメージなどが描けていない。いわゆるクラウドソーシングを活用した都市部の仕事の地方移転のイメージでしょうか。	地域政策課題及び解決方法の設定において定型なものを決めているものではなく各提案によるものとなるため、その設定内容によります。	2023年5月26日
39	精算のため、資金的に余裕がなく概算払にしたいだけだと事業としてコンソーシアムの同意もとりやすい	委託費の支払いについては原則精算払いとしています。採択後の協議の上、必要に応じて概算払いの対応を検討する場合があります。	2023年5月26日
40	自治体合意は、自治体公社の合意で代替できるのか。自治体合意は、本実証に関わる部局責任者による合意で良いか。	本公募対象となる実証コンソーシアムに地方公共団体を必ず含むものとしており、実証コンソーシアム内で提案内容の合意を得ていることの証明の提出を求めていますので、地方公共団体の合意は必須です。組織として合意したという内容が証明できれば、例えば合意書に署名する方の役割は問いません(当該部局責任者が個人的に合意し、組織の意向は別にあるということはありません)。	2023年5月26日
41	今回の実証実験で得られた結果について、いつ頃公表されるか。	地域実証事業の結果の公表については、2024年3月頃に成果報告会の開催を予定しています。	2023年5月26日
42	委託先となる地域住民や地域事業会社を得ることができなかった場合の扱いはどのようになりますでしょうか。	住民テレワーカーが募集に集まらなかった場合等についてのご質問として回答します。企画提案書に記載いただいた実証事業の実施内容及び予定される計画は、計画のとおり実施することが原則となります。実施が難しくなる場合は、事前協議の上、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性があります。基本的には、当該住民テレワーカーの就業に関する地域課題(住民ニーズ)設定が適切になされていれば、募集は充足されると想定しています。	2023年6月2日
43	委託先を募集するための活動や広告経費も経費対象となりますでしょうか。	①案件獲得に関する計画に則り、策定した想定される課題、計画の実現性や具体的な実施方策を検証するため、住民テレワーカーが従事する業務を発注してくれるクライアントを募集する活動及び広告を行う場合、②住民テレワーカーを募集する活動及び広告を行う場合については、対象経費となります。ただし、住民テレワーカーの募集自体は、地域モデルの構築に向けた検証のための前提にすぎず、住民テレワーカーが実際に業務に従事し、地域の政策課題解決につながる地域モデルを構築するために必要な要素等を検証することが、本地域実証の事業内容であることに留意ください。なお、実証コンソーシアムの協力団体等、マネジメント組織の募集については、実証コンソーシアム等にすでに運営体制が確保されていることが前提となりますので、原則、対象経費としては認められません。	2023年6月2日
44	都市部からの委託の他、対象の地域内ですでに行っている業務を、委託することも対象になりますでしょうか。	地域実証で構築する地域モデルにおけるテレワーカーの業務については、定型的な制限は設けておりませんので、同地域内の仕事の受注も対象となります。	2023年6月2日
45	コンソーシアム関係者の稼働の労務費や出張旅費の扱いについてご教授ください。	務費については、本実証事業に従事した時間における人件費は事前に対象人員を申請の上、認められます。その他詳細及び出張旅費については経理処理説明をご確認ください。	2023年6月2日
46	委託先(地域住民)に依頼する作業が、都市部の依頼元(今回の場合は弊社)の業務タスクの切り分けできるボリュームと委託先(地域住民)の実施できるスキルによって、フルタイムを満たさないことがある場合でも可能でしょうか。(1日のうち数時間だけ作業してもらうなど)	「委託先(地域住民)」の就労時間の設定に関して定型的な制限はありませんので、提案の中で定めていただく等、ご検討ください。	2023年6月2日
47	実証コンソーシアム構成員が教育プログラムを実証する場合は、代表機関からの再委託扱いとなりますか。その場合、予算項目としては外注費に該当する理解でよろしいでしょうか。それとも構成員が実証する事業ですので、再委託などの契約ではなく、構成員が負担した金額を代表機関に請求すれば足りるのででしょうか。	実証コンソーシアム構成員による教育プログラムの実施に係る経費計上については、実証コンソーシアム構成員の実証担当者の稼働によるものであれば人件費として計上してください。その場合、提出書類様式2実施体制説明書にて人件費計上対象となる実証担当者の上、コンソーシアム構成員毎の経費内訳(当該人件費)を提出書類様式4b予算計画書にて計上してください。実証担当者としてではなく、外部講師等として教育プログラムを実施する場合は謝金として、コンソーシアム構成員が保有する教育コンテンツ等のサービスを使用する場合にはその他(諸経費)として計上してください。なお、実証コンソーシアム内で調達を行う場合は、利益排除を行うことに留意ください(経理処理説明参照)。また、経費支払上は、代表機関から各実証コンソーシアム構成員に対しては再委託の扱いとなりますので、採択後に再委託申請を行っていただく必要があります。	2023年6月2日
48	教育・研修にあたっては、eラーニング教材の使用を考えておりますが、調達については物品費での計上で問題ないでしょうか。自社調達する場合は、利益排除(委託契約経理処理説明20ページ)の対象となり、0-8(3)ウ(経常利益率)の適用となる理解で良いでしょうか。また、コンソーシアム外から調達する場合は、仮に100万円以上の調達は、入札もしくは見積もり合わせを行えば良いという理解でよろしいでしょうか。	eラーニング教材の調達について、経理処理説明に記載の下記のうち該当する費目にて計上してください。 【物品】 ① 取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの一設備品費 ② 取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの一消耗品費 【ソフトウェア】 ③ 有機的一体として機能する機器組み込みソフトウェア設備品費 (ただし、有機的一体としての取得単価が10万円未満または使用可能期間が1年未満のものは消耗品費に計上。) ④ ③以外のものうち、特殊なもの(当該実証事業のために作成し、汎用性がないもの)一外注費 ⑤ ③④以外のものうち、ライセンス契約による使用期間などの制限があるもの一その他(諸経費) ⑥ ③④以外のものうち、ライセンス契約による使用制限がないもの一設備品費 (ただし、取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものは消耗品費に計上 また、利益排除、100万円以上の調達に関しましては、ご認識の通りで問題ありません。	2023年6月2日
49	企画提案書内にあります「4. 2選定のポイントに対する説明」の中に以下③④の項目に関しまして、 ③④の内容が必須だと都市部企業が住民テレワーカーに業務を発注するアウトソーシング事業であるという認識しております。先日の公募説明会内ではテレワークを活用した地域課題解決であれば、住民テレワーカーへの発注を必須としないという回答がありました。記載は必要になりますでしょうか。 ----- ③地域実証を通じて、実際に住民テレワーカーが十分に業務に従事し、収入を得られるよう、計画を立てられているかについて ④地方公共団体が自団体の業務をアウトソーシングする等の案件創出に向けた具体的な協力計画が策定されているかについて	③については、どのような業務にどのような人材(テレワーカー)に従事するとしても、「テレワーカーが業務に従事すること」に例外はありませんので、ご記載ください(住民以外のテレワーカーを想定する場合は、適宜、「住民テレワーカー」を「テレワーカー」と読み替えて、ご記載ください)。 ④については、「地方公共団体が自団体の業務をアウトソーシングする」ことが適さないモデルを提案する場合は、その旨の説明をご記載ください。当該説明に妥当性がある場合、それをもって評価を減点することはありません。	2023年6月2日
50	仕様書「3.2.1.役割の設置」にあります実証コンソーシアムの役割配置に関しまして、下記役割を配置すると認識をしております。 ✓業務統括責任者 ✓会計処理担当者 ✓業務実施責任者(必要に応じて副責任者) ✓情報セキュリティ責任者(必要に応じて副責任者) ✓情報保全監督責任者(必要に応じて副責任者) ✓個人情報保護・管理責任者(※個人情報を取り扱う場合。必要に応じて副責任者) ✓会計処理担当者 一部の実証コンソーシアム参画予定団体が少人数での運営体制上、本件役割の兼務は可能になりますでしょうか。	役割を兼務することについて、業務推進上、支障が生じる懸念が無ければ差し支えありません。	2023年6月2日
51	本実証事業にかかる応募状況を教えてください。	現時点での応募状況についてお答えすることはできません。	2023年6月2日
52	本実証事業において地方公共団体を含めたコンソーシアムの設置が要件となっております。そのため、応募法人から参加の内諾依頼が来ており、協力内容は【広報誌による周知】のみとなっております。この内容であれば承諾することを考えておりますが、その他、【契約書の締結】や【実証報告書の作成】など、本市の事務負担が発生することを危惧しております。地方公共団体はどのような負担が生じるのでしょうか。	実証コンソーシアム構成員としての地方公共団体の役割について定型的に定めているものではありませんので、実証コンソーシアム内における役割分担については、提案の中において設定してください。また、採択後は実証コンソーシアム代表機関と総務省事業請負者の当社との間で委託契約を締結する予定としていますが、代表機関からコンソーシアム構成員である地方公共団体に対しての経費支払が生じる場合は、代表機関との間で再委託契約等を行っていただくこととなります。また、実証報告書の作成に関する役割については、実証コンソーシアム内での役割分担の決定によるものとなります。 なお、本地域公募の申請に当たっては、「実証コンソーシアム内で提案内容に合意していることを証明する資料を添付すること」を要件としております。例えば、提案の中で示されている解決すべき地域の政策課題が、貴地方公共団体にとっても解決すべき課題であるのか、当該課題を解決する手段として、提案の中で示されている地域モデルの構築の方策が適切なものであると、貴地方公共団体としても確信しているのか、住民テレワーカーが支障なく長期的に就労できる環境を構築できるよう構成員の一員として責任を持って関わることを確認の上、提案内容全体に合意し、内諾をいただくようお願いいたします。	2023年6月2日

53	<p>#1企画提案書の 4.地域実証事業の具体的な内容等 4.1. 地域実証事業の詳細に以下のような実証項目が記載されていますが、あくまでも例として記載されているという認識でよろしいでしょうか？ 我々が実証しようとする企画に沿った実証項目に書き換えて問題ないでしょうか？</p> <p>実証項目① 住民テレワーカーが従事する業務案件の獲得及び実施について 実証項目② 業務推進・マネジメント機能について 実証項目③ 人材育成について 実証項目④ その他</p> <p>同様に 4.2.選定のポイントに対する説明</p> <p>③地域実証を通じて、実際に住民テレワーカーが十分に業務に従事し、収入を得られるよう、計画を立てられているかについて ④地方公共団体が自団体の業務をアウトソーシングする等の案件創出に向けた具体的な協力計画が策定されているかについて こちらも同様に選定のポイントは、こちらが提案する実証項目に合わせたものでよろしいでしょうか？</p>	<p>企画提案書の 「4.1.地域実証事業の詳細」の実証項目①～③に該当しない実証内容に関しては、実証項目④（その他）にてご提案ください。なお、実証項目①について、「住民テレワーカー」という用語が提案内容に適さない場合は、「テレワーカー」と読み替えて、ご記載ください。③について、テレワーカーに対する研修等の人材育成が提案内容に適さない場合は、適さない旨の説明を記載ください。</p> <p>「4.2.選定のポイントに対する説明」の③については、住民以外のテレワーカーを想定する場合は、適宜、「住民テレワーカー」を「テレワーカー」と読み替えて、ご記載ください。</p> <p>④については、「地方公共団体が自団体の業務をアウトソーシングする」ことが適さないモデルを提案する場合は、その旨の説明をご記載ください。当該説明に妥当性がある場合、それをもって評価を減点することはありません。</p>	2023年6月2日
54	<p>アプリの開発を検討しています。事業の終了後に、開発した会社が全国展開を視野に、このサービスを継続展開することは可能でしょうか？</p>	<p>成果物の取扱いについては採択決定後に具体的な内容を確認の上、判断することとなりますが、原則、本事業によって得られた成果物の所有権及び著作権については、総務省に帰属するものとなることから、実証事業終了後に成果物を使用する場合は、総務省と別途協議をするものとなります。</p>	2023年6月2日